平成２７年（フ）第２９号
福岡県大川市大字酒見1543番地３
債務者　原　　美勝
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　椛島　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第３３号
福岡県大川市大字酒見1543番地３
債務者　原　登士枝
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　椛島　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第６７３号
北九州市若松区東二島３丁目13番45号
債務者　中土井和彦
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠置　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１２２号
奈良県大和高田市大字市場64番地48
債務者　堀内　綾子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１２４号
奈良県香芝市瓦口2078番地　リモーネＢ102号
債務者　小田　和弘
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
島根県出雲市渡橋町443－１、住民票上の住所島根県仁多郡奥出雲町郡26番地１
債務者　山田　明美
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第４７号
島根県大田市久手町波根西1873番地９
債務者　三井　　勇
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第５３号
島根県出雲市多伎町多岐876番地７　沖代住宅３－304
債務者　福田　宏二
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第５４号
島根県出雲市塩冶有原町１丁目35番地　島根大学有原宿舎９－302
債務者　カフェ＆ビストロルラーシュこと　福永多加志
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第３１号
岡山県浅口市鴨方町鳩ケ丘３丁目24番地
債務者　大島多美惠
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１１５号
岡山県倉敷市東塚３丁目11番35号
債務者　西村　和恵
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
岡山県総社市門田322番地１　リバーサイドＡ102号
債務者　伊丹　　恵（旧姓小倉）
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１２６号
岡山県倉敷市神田３丁目３番３号　チェリーブロッサムＣ－101
債務者　篠原　義勝
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１７６号
静岡県沼津市大諏訪570番地の３
債務者　大橋　絹子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３０号
岩手県奥州市水沢区字谷地明円119番地１
熊谷－３号棟
債務者　及川　　裕
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後３時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第３４号
岩手県奥州市水沢区台町２番50号、旧住所東京都大田区大森中３丁目12番２号　メゾンスヤマ302
債務者　神田　裕彦
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第４３１号
さいたま市見沼区大字南中野1139番地25
債務者　粕谷　英二
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係